

## 令和5年度 COVID-19 対応方針

学生・教職員の安全と大学教育の確保のために、本学では、感染拡大状況等を注視しながら、国や県、市の方針を踏まえ、下記の対応方針に従った取り組みを行う。

項目	対応
生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内でのマスクの着用は、個人の判断に委ねる。ただし、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかけることができる。</li> <li>・「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行する。</li> <li>・昼食時の教室の指定は行わないが、飲食中は、飛沫対策に留意する。</li> <li>・「体調不良になった」、「濃厚接触者になった」「身近な人が PCR 検査等を受けた」「感染者（同居者以外）と接触した旨の連絡を受けた」場合、「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる学生の登校までの流れ（令和5年4月4日～5月7日）」に準じ、出勤や登校をせず、かかりつけ医や「倉敷市新型コロナウイルス受診相談センター」「岡山県陽性者診断センター」「岡山県検査キット陽性者登録センター」等に相談するとともに学生部に速やかに連絡する。</li> </ul> <p>※5/8（月）からは、「体調不良になった」、「濃厚接触者になった」「身近な人が PCR 検査等を受けた」「感染者（同居者以外）と接触した旨の連絡を受けた」場合、学生部に連絡する必要はない。ただし、新型コロナ感染症に感染した場合は、学生部に連絡する。</p>
授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中のマスクの着用は、個人の判断に委ねる。授業内容によって、科目担当者がマスクの着用を呼びかけることができる。</li> <li>・学外授業は、「学外活動の許可願（様式21）」「学外授業計画書」を提出する。</li> </ul> <p>※5/8（月）からは、「学外活動の許可願（様式21）」のみを提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席は、「健康観察表」と「新型コロナウイルス感染症感染等報告書」を学生部に提出し、欠席した科目担当教員から課題等の指示を受け、提出した課題のレベルが出席に値すると科目担当者が判断した場合、出席扱いとする。</li> </ul> <p>※5/8（月）からは、「学生の通学が困難となる事由発生による授業欠席届（様式14）」を学生部に提出し、欠席した科目担当教員から課題等の指示を受け、提出した課題のレベルが出席に値すると科目担当者が判断した場合、出席扱いとする。</p>
課外活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課外活動（部・クラブ・サークル活動）は「部・クラブ・同好会等設立届（様式19）」を提出する。</li> <li>・課外活動中のマスクの着用は、個人の判断に委ねる。課外活動内容によって、顧問等がマスクの着用を呼びかけることができる。</li> <li>・課外活動（部・クラブ・サークル活動）のイベント（公演・発表等）を学内・学外で実施する場合、「課外（学内活動）活動計画書」「学外活動の許可願（様式21）」を提出する。</li> </ul> <p>※5/8（月）からは、課外活動（部・クラブ・サークル活動）のイベント（公演・発表等）を学内で実施する場合「施設・備品使用願い（様式23）」、学外で実施する場合「学外活動の許可願（様式21）」のみを提出する。</p>
学外来訪者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーモカメラでの体温確認や手指消毒を励行する。</li> <li>・学外訪問者へのマスクの着用は、個人の判断に委ねる。ただし、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかけることがあり得る。</li> </ul>
感染者発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者と連絡を取りながら、危機管理学内の方針に基づいて対応する。</li> <li>・感染者の健康回復はもとより、感染拡大防止および感染者や関係者の個人情報保護と人権尊重を最優先に行動する。</li> </ul>

※5/8（月）以降、国・県・市において新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に変更があった場合は、本方針を見直すことがある。